

環水大水発第 1801311 号
平成 30 年 1 月 31 日

都道府県・政令市
水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長

住宅宿泊事業法の施行に伴う水質汚濁防止法等の施行上の留意事項について

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「新法」という。）が平成 29 年 6 月 16 日に公布され、また、住宅宿泊事業法施行令（平成 29 年政令第 273 号）及び住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）等が平成 29 年 10 月 27 日に公布され、同法は平成 30 年 6 月 15 日（一部の事務は同年 3 月 15 日）から施行されることとなった。この新法の施行に伴い、従来から存在する旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に基づき都道府県知事から営業の許可を受けた者のみならず、当該新法に規定する住宅宿泊事業を営業する者の施設が、旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業の対象に含まれることとなる。

これにより、新法施行後は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 2 条第 2 項の特定施設（水濁法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 66 の 3 号及び第 74 号）に新たに該当することとなる施設が生ずることが考えられるので、貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、水濁法及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸法」という。）の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 特定施設に係る届出について

新法の施行に伴い、新たに特定施設となった施設（設置の工事を行っているものを含む。）については、水濁法第 6 条第 1 項及び瀬戸法第 7 条第 2 項に基づく届出が必要となる。

2. 新法施行部局との連携について

新法の施行に伴う住宅宿泊事業についての水濁法等の円滑な施行を図るため、水濁法等担当部局は新法施行部局との連携に留意されたい。